

2022年10月24日

逗子市

令和5年4月から
小児医療費助成事業制度の対象者を
拡充します。

逗子市では、小児医療における保護者の経済的負担を減らし、児童の健康の増進を図り、健全な育成を支援するため実施している小児医療費助成事業を拡充し、更なる子育て支援の充実を図ります。

現在、中学校3年生までを対象とし1歳以降は所得制限のある制度ですが、令和5年4月から、中学校3年生までの所得制限の撤廃及び18歳までの対象年齢の引き上げ（所得制限あり）を実施するため、「逗子市小児の医療費の助成に関する条例」の改正議案を市議会第4回定例会へ提案します。

● 改正内容

対象年齢	0歳	1歳～中学校3年生	16歳～18歳 (18歳に達した日以降の 最初の3月31日まで)
現行	助成あり (所得制限なし)	助成あり (所得制限あり)	助成なし
改正後	助成あり(所得制限なし)		助成あり(所得制限あり)

本件に関するお問い合わせ先：

教育部子育て支援課 島貫・坂本

電話：046-873-1111 内線 535・536